

漁業生産活性化緊急対策事業について

お問合せ先
水産課
0920-48-5212

漁業を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの感染拡大や海洋環境の変化に起因する不漁等、依然として厳しい状況が続いておりますが、ウクライナ侵攻や円安の影響により輸入原材料や燃油等の生産資材が高騰しており、さらに厳しさに追い打ちをかける状況となっております。

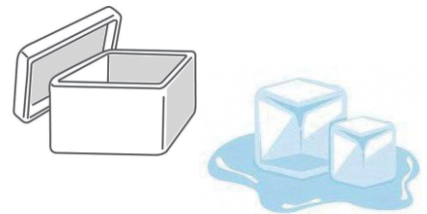
こうした状況の中、県といたしましては、漁業者に資材を販売する県内漁協に対して物価高騰分の支援を行うことで漁業者に対する資材販売価格を抑制し、県内漁業者の生産活動の維持・活性化を図ることを目的に「漁業生産活性化緊急対策事業」による支援を行います。

具体的には、出荷用の魚箱・氷について販売量に応じ価格上昇分を県が支援するもので、支援を受けた漁協は販売価格と価格上昇前の価格との差額を漁業者へ還付、もしくは物価高騰前の価格で漁業者に販売することで、資材高騰に伴う漁業者の負担を軽減し漁業生産活動の後押しをするものです。

【事業年度】令和4年度

【支援内容】

- ・魚箱：価格の値上げ部分について、漁業者に還付。
- ・氷：漁協への直接支援（製氷にかかる電気料金支援）による販売価格据え置き。



詳細な支援内容については、各漁協からも漁業者の皆様にも周知がなされます。本事業が、厳しい状況にある漁業者の皆様の漁業生産活動の一助となればと思っております。

アワビ・ナマコの密漁対策の取組が始まりました！ ～水産流通適正化法の施行～

お問合せ先
水産課
0920-48-5212

壱岐でも馴染みの深い重要水産物であるアワビ、ナマコは、全国的に漁獲量が低迷しており、島内でも口にできる機会が減ってきているところです。更には近年密漁が増加し、漁業者にとって大変深刻な問題となっております。

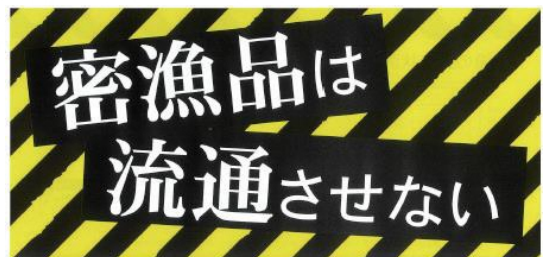
そのような中、令和2年の漁業法改正に伴い、密漁行為への抑止力を高めるため、アワビ、ナマコは特定水産動植物[※]に指定され、この度、令和4年12月1日から水産物流通適正化法が施行されました。法律の主な内容は、適法に採捕したアワビ、ナマコに漁獲番号を付与して流通させるというもので、違法に採捕され漁獲番号が付すことができないアワビ、ナマコは流通することができなくなります。

消費者の皆様はこの番号が伝達されることはありませんが、適法に採捕されたアワビとナマコには必ず漁獲番号が付くこととなります。

漁業者は自身の漁獲物を皆様の食卓に届けるため、資源管理を始め様々な取組をしておりますので、皆様も応援よろしくをお願いします。

(※)特定水産動植物：

不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物で、その生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるもの（漁業法第132条第1項）



令和4年12月からアワビとナマコに漁獲番号を付けることが義務付けられます。



違法に採捕された水産物の流通を防ぐため、採捕事業者、取扱事業者間での漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存、輸出入時の証明書添付などが義務付けられます。

水産庁 水産物流通適正化法 🔍 検索

水産庁

一般の方のアワビ・ナマコの採捕は、レジャーや自家消費のためであっても違法となりますので、ご注意ください（知事の特別採捕許可は除く）。